

特記仕様書

1. 事業番号 令和3年度 S-5-14
2. 事業名 分収造林事業（木材生産）
3. 事業場所 大津市伊香立途中町
事業地 No.14 途中（花折）
4. 事業期間 自 契約締結日
至 令和3年11月30日

第1条 本事業の実施にあたっては、「分収造林事業等共通仕様書」および「滋賀県造林公社森林作業道開設共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

記

1. 施業区域面積 : 16.60ha
2. 事業内容
選木、伐倒、造材、集材、搬出、運搬、素材管理（寸検、仕分け、保管）、素材積込
および搬出に必要となる作業道開設および架線設置・撤収
間伐面積 : 16.60ha
伐採率 : 20%以上（本数率）
搬出材積量 : 1,328m³
作業道開設延長 : 2,950m
3. 搬出材種について
搬出材積1,328m³のうち1,162m³以上はAB材で確保することとする。AB材の確保が難

しい場合は、監督職員と事前に協議すること。

4. 森林作業道の路網密度

森林作業道の路網密度は原則としてha当たり200m以内とする。ただし、やむを得ない場合は監督職員と事前に協議すること。

5. 伐採率の算出について

伐採率が本数率20%以上かつ材積率35%以内であることを証明するプロットを作成し、プロット内で伐採前、伐採後の材積を計算し提出すること。

6. 集積場（土場）

大津市葛川町居町地先を集積場（中間土場）として借地することを想定している。
なお、事業完了時には原形復旧し、監督職員の確認を受けること。

7. 車両の通行について

運搬経路を運搬車両が通行する際は、安全に注意して走行すること。途中花折林道の出入口の見通しが非常に悪いため、出入りの際は特に注意すること。

また、運搬車両のタイヤに付着した泥により経過道を汚すことのないように留意すること。

8. 落石等の防止について

作業時の落石および土砂の流出については、十分に留意し、必要に応じて防止措置を講じること。

9. 既設構造物の取扱について

作業道作設および木材の伐採時は、既設構造物を破損させないように十分留意し、必要に応じて措置を講じること。

10. 余剰材の取扱について

搬出材積について、適切な管理の下で契約数量に合致するように努めるものであるが、やむを得ず契約数量を超える搬出材（以下「余剰材」という。）がある場合、契約数量の5%までは、契約変更の対象としない。5%を超える余剰材がある場合は、別途契約することを検討する。

11. 関係書類の提出について

別紙「チェックリスト」および「社会保険等加入実態表」を事業実施後もしくは監督職員の指示により提出すること。

12. 事業地境界について

事業地の境界は杭で明示されているのでこれに留意して施業すること。

なお、境界杭が紛失（不明）している等の理由により境界が不明瞭な場合は、境界図で境界を復元すること。

13. 許認可について

当事業地の法規制とその許認可の状況は以下のとおりである。

その他、法令を遵守して作業を行うこと。

保安林	申請済み
自然公園	該当なし
砂防指定地	協議済み
文化財	該当なし